

令和 6 年 12 月 27 日

糸 魚 川 市

1 目的

妊娠中や子育て中の不安を軽減するため、妊娠中や子育てに関するオンライン相談を導入する。本プロポーザルは、妊産婦・子育てオンライン相談業務委託事業者を決定するため、総合的に評価して最も適切な事業者を選定することを目的とする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名
妊産婦・子育てオンライン相談業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容
別紙「妊産婦・子育てオンライン相談業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約方法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の定めに基づき、本プロポーザルにより特定された契約候補者と協議の上、本業務の随意契約を締結する。
- (4) 業務委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
（契約締結後 1 か月以内にオンライン相談の提供を開始すること。）
- (5) 業務委託費の上限
本業務の委託費は、導入費用も含めて 1,584 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。ただし、本件にかかる予算成立を条件とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる事業者は、自らがオンライン相談の提供を行うことができる者で、次の条件をすべて満たす者とする。応募資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。ただし、その後に応募に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 5・6 年度糸魚川市業務委託等契約希望者登録に登録されている者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている物を除く。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 他自治体において妊産婦・子育てオンライン相談に係る業務を受託した実績があること。

- (6) 公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001 または ISO/IEC27001）、またはプライバシーマークの認証（JISQ15001）を得ていること。

4 スケジュール

No.	項目	日程
1	公募開始（市ホームページ掲載）	令和6年12月27日（金）
2	募集等に関する質疑受付	令和7年1月21日（火）午後5時まで
3	募集等に関する質疑への回答予定	令和7年1月27日（月）
4	参加表明書提出期限	令和7年1月29日（水）午後5時まで
5	一次審査、一次審査結果通知	令和7年2月3日（月）
6	企画提案質疑書提出期限	令和7年2月12日（水）午後5時まで
7	企画提案質疑書回答予定	令和7年2月18日（火）
8	企画提案書提出期限	令和7年2月25日（火）午後5時まで
9	二次審査 企画提案説明会 （プレゼンテーション）	令和7年3月3日（月）
10	審査結果の通知	令和7年3月17日（月）
11	契約日	令和7年4月1日（火）

※ 上記選定日程は予定であり、変更する場合がある。

○書類等の提出及び問合せ先

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市 教育委員会事務局 こども課 こども支援室 親子健康係（糸魚川市役所本庁舎2階）

電話：025-552-1511（内線2236）・FAX：025-552-8292

E-mail：kodomo@city.itoigawa.lg.jp

5 応募に関する質疑の受付

応募に関する質疑がある場合は、下記により行う。ただし、審査、評価に関する質問は一切受け付けない。

- 提出様式 様式第2号「質問書」 ※内容を簡潔にまとめて記載すること。
- 受付期間 令和6年12月27日（金）から令和7年1月21日（火）午後5時まで
- 提出方法 本実施要領4の提出先へ電子メールで送付すること。
件名：【質疑】妊産婦・子育てオンライン相談業務（事業者名）
- 回答方法 受け取った質疑の回答については、質疑の提出のあったすべての事業者に回答するほか、回答を糸魚川市ホームページに掲載する。
- 回答予定日 令和7年1月27日（月）

6 参加表明書等の提出

本プロポーザルの参加事業者は、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

様式	項目	留意事項
様式第1号	参加表明書（兼誓約書）	契約時に使用する印鑑を押印すること。
様式第3号	会社概要、経営状況に関する提案書	様式第3号の他に参考となる資料があれば添付可。
税務署発行 （写し可）	「消費税及び地方消費税」の未納がないことの証明書	申告している税務署が発行する納税証明書（直近の年度のものであって、かつ、発行後3か月を超えないもの）
法務局発行 （写し可）	登記事項証明書	法務局で発行する法人の登記事項証明書（発行後3か月を超えないもの）
様式任意1	3参加資格の(5)を満たすことを示す書類	他自治体における妊産婦・子育てオンライン相談に係る業務を受託したことがわかるもの。
様式任意2	3参加資格の(6)を満たすことを示す書類	認証を取得していることがわかるもの。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期間 令和6年12月27日（金）から令和7年1月29日（水）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 本実施要領4の提出先へ持参又は郵送すること（郵送の場合は提出期間内必着）。
※郵送の場合は、電話等により、郵送した旨の連絡をすること。

(4) 審査結果 参加表明書を提出した事業者には、参加資格の審査結果を文書で通知する。その際、参加資格のある事業者には、プレゼンテーションの時間及び会場を通知する。

(5) 参加辞退 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を本実施要領4の提出先へ持参または郵送すること。

7 企画提案書に関する質疑の受付（一次審査通過者のみ）

質疑がある場合は、下記により行う。ただし、審査、評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 提出様式 様式第2号「質問書」 ※内容を簡潔にまとめて記載すること。

(2) 受付期間 令和7年2月3日（月）から令和7年2月12日（水）午後5時まで

(3) 提出方法 本実施要領4の提出先へ電子メールで送付すること。

件名：【質疑】妊産婦・子育てオンライン相談業務（事業者名）

(4) 回答方法 受け取った質疑の回答については、一次審査を通過したすべての事業者に回答するほか、回答を糸魚川市ホームページに掲載する。

(5) 回答予定日 令和7年2月18日（火）

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加事業者は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類及び部数 「応募に関する提出書類一覧表」のとおり
- (2) 提出期間 令和7年2月3日（月）から2月25日（火）まで
※土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで
- (3) 提出方法 本実施要領4の提出先へ持参または郵送すること（郵送の場合は提出期間内必着）。

○応募に関する提出書類一覧表

様式	項目	提 案 内 容	提出部数
様式第4号	提案書類提出書	—	1部
様式任意3	企画提案書	以下の①～⑤の順にすべて記載すること。 ①企業の経験及び能力・業務実績 ・実績については、妊産婦・子育てオンライン相談業務を行ったものを記載すること。 ②機能要件 ・相談体制、市との連携体制、医療記事や子育て関連情報の定期的な配信等について、具体的かつ内容がわかりやすいように記載すること。 （糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託プロポーザル審査基準の「3 審査項目の評価の視点」の「2 機能要件」を参照すること。） ③運用管理・推進体制 ・サポート体制（運用支援内容）、システム管理・点検の体制、システム運用時間、問合せ対応について具体的に記載すること。 ・オンライン相談の周知・啓発施策を記載すること。 （実施にあたって追加費用が必要な場合は明記すること） ④情報セキュリティ体制 ・個人情報の管理、ウイルスや不正アクセスへの対策、火災・地震・停電等への対策内容を中心に記載すること。 ⑤スケジュール・推進体制 ・妊産婦・子育てオンライン相談業務開始に必要な工程についてスケジュールを記述すること。 ・本業務の推進体制（担当部署、部署の役割、担当員の人数）を記述すること。業務責任者及び担当者を設	正本1部 副本9部

		置し、氏名、役割、妊産婦・子育てオンライン相談の実績（件数及び代表例）等を記述すること。 ■その他 ・作成にあたっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限り審査員がイメージしやすいよう工夫すること。 ・専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識がなくても理解しやすいように記載すること。	
様式第5号	糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託見積書	本業務に係る費用の総額（税込） 【見積上限額 1,584 千円（税込）】 （導入費用も含めること。）	正本1部 副本9部
様式任意4	様式第5号糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託見積書の費用内訳	本業務に係る費用（導入並びに公開後の運用・維持管理・保守費・周知啓発費用を含む）の費用内訳がわかるもの。 ※導入・運用の別が分かるように記載	正本1部 副本9部

《注意事項》

(1) 作成にあたっては、下記のとおりとすること。

ア 正本及び副本共通

提案書等の規格は、A4縦版・横書き・左綴じとし、一連ページ番号を付すこと。なお、正本の表紙以外に事業者名及び事業者名に類する表記をしてはならない。

イ 正本

表紙には事業者名及び代表者名を表記の上、代表者印を押印すること。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記すること。

ウ 副本

表紙は、何も記載のない用紙とすること。各様式のほか添付書類を含め、左綴じ簡易製本とすること。

(2) 提出された書類はその理由に関わらず返却しない。

また、市から追加書類の提出、記載内容の質疑等があった場合は、その指示に従うこと。

(3) 応募事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(4) 実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は、必要があるときは、内容が無償で使用するができる。

また、選定結果にかかる公表等を行う場合などに、応募書類の内容の一部を使用することができるものとする。

9 選考審査方法

「糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）が、別紙「糸魚川市妊産婦・子育てオンライン相談業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を総合的に審査する。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは、次により行う。

- (1) 日程・会場
日程：令和7年3月3日（月） ※時間及び会場は別途通知する。
- (2) 出席要請者
入場は各事業者3名以内とし、本業務を遂行する担当者は必ず出席すること。
- (3) 持ち時間
各事業者のプレゼンテーションの時間は20分以内とし、ヒアリングを含めて全体で30分以内とする。
- (4) プレゼンテーションの内容
ア 提出した企画提案書の内容を補完しながら説明するものとし、企画提案書の内容の変更（追加・削除）や追加の資料配付は認めない。
イ パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用を認める。プロジェクターとスクリーンは当市が用意するが、パソコン等は事業者が用意すること。なお、すべての機器の持込みも認める。
また、インターネット利用が必要な場合は、通信端末機器等を事業者が準備すること。
- (5) 提案事業者の失格等
次のいずれかに該当する事業者は、失格とする。
ア 提出期限までに必要な書類を提出しなかった場合
イ 「3 参加資格」の要件を満たさない場合
ウ 記載内容や説明内容に虚偽があった場合
エ 委員会や事務局等に本プロポーザルに関する助言を求めるなど、不正行為があった場合
オ その他、委員会が不適格と認めた場合

10 契約の締結

- (1) 本プロポーザルにより特定した契約候補者と、仕様書及び契約条件等について協議の上、予算上限額の範囲で契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次順位の事業者を契約候補者とし、契約について協議を行うものとする。
- (3) 本プロポーザルは、糸魚川市令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、糸魚川市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については一切補償しない。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは参加報酬等を支払わない。事業者が要する費用は、すべて事業者が負担するものとする。
- (2) 提出された書類は、審査に必要な範囲において当市が無償で複製することができるものとし、提出書類は返却しない。
- (3) 提出した書類の差替え、追加及び削除は認めない。
- (4) 提出された企画提案書は、提案者からの了解を得ない限り公開しない。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 優先交渉権者となった事業者は、令和7・8年度糸魚川市業務委託等契約希望者登録に申請・登録すること。